## 第一章 主権者または国家の支出(七)

第三部 公共事業・公共機関の支出(四)

青少年の教育機関に要する支出(一)

営費や必要経費を賄い得る。 青少年や若年層を対象とする教育機関も、 主な財源は、 生徒や学習者が支払う授業料・受講料 同じ発想と仕組みで自前の収入によって運

である。

受託者が管理する基金の利子であり、 担をかけない。 きに任せた場合よりも、 の する必要はない。 勤勉を促し、 こうした公的寄付や基金は、 教師の報酬がそうした独自収入だけでは不足する場合でも、必ずしも一 能力の向 財源は主に地方や州の歳入、土地の地代、 欧州の多くの地域では、学校や大学の寄付基金は公財政にほとんど負 個人にも社会にもいっそう有益な方へ導いてきただろうか。 上に役立ってきただろうか。 当初の趣旨の達成におおむね資してきただろうか。 拠出者は君主の場合もあれば私人の場合もある。 教育の進む方向を、 あるいはこの目的で拠出され 自然の成り行 般財 源 がに依存 教員

れらの問いには、 少なくとももっともらしい答えを示すのはさほど難しくない。

標だけでは、著しい努力はめったに生まれない。 呼び起こし、 圧力として働く。ある職種では、 必要がある。 資産形成にも生計維持にも、一年のうちに確かな価値を生む一定量の仕事をやり遂げる めて高い地位や名誉に結び付くにもかかわらず、 は不可欠ではない。 む少数者を奮い立たせることもある。 どの職業でも、 職業収入にのみ頼って暮らし、そこから資産を築く人には、 しばしば非常に大きな努力を生む。 自由競争の下では、競争相手の存在が各人に仕事を正確に果たすよう促す 多くの人々の努力は、 競争と切磋琢磨は、 成功がもたらす大きな報酬や地位が、 しか 平凡で地味な職であっても卓越をめざす意欲を 努力を強いる切実さの度合いにおおむね ľ 最大限の努力を引き出すのに壮大な目 他方、 裕福な家に生まれた者でこの分野で卓 イギリスでは、法曹界での成功がきわ 切実な必要を伴わない遠大な目 その切実さが最も強 気概と野心に富 比例 す

懸命に取り組み続ける必要性を弱めてきた。生活を支える給与が、 とは切り離された独立財源から支払われ、それに教員の暮らしが依存するからである。 学校や大学が保有する寄付基金や寄付資産は、 規模の差はあれ、 職務上の成果や評 総じて教員が職務

抜した名声を得た人は多くな

事 度支えられている。そうした評価を確実に得る最良の道は、それに値する実績を重 らの指導や授業を受けた学生からの愛着や親近感、 に励む必要がなくなるわけではない。 大半を占める場合がある。 大学によっては、 教員の収 この仕組みでは職務 入は基本給や手当がわずかで、 専門分野での名声 への動機 感謝、 好意的な評判や報告に の重みは変わらず、 づけは幾分弱まるにせよ、 受講生からの謝礼や受講 教員 一定程

行は自

仕

料

れ 責務を衝突させかねない。 与えられた職責を能力と勤勉さでもって余すところなく果たすことに尽きる。 しなくても報酬が変わらないなら、監督が緩ければ怠業に流れ、 給与のみを職務 る範囲で手を抜き、 多くの大学では、 に伴う唯一の収入としている。 教員が学生から謝礼や授業料の上乗せ分などを受け取ることを禁じ、 形ばかりで済ませようとする誘因が 人は誰しも楽を求めるもので、 こうした制度は、 漁働く。 骨の折れる職務を果たしても 生来活動的 監督が厳しければ許 教員の利害と職務上の で労を € V

権 が大学やカレッジという法人に置かれ、 その構成員の過半を現職教員や本来教員

であるべき者が占めると、利害が一致して相互擁護が働き、 互いに甘くなり、 自身の怠

3

活

動

に 時

間

や労力を振り向けがちだ。

わ

な

教員であっても、

見返りの乏し

い職務よりも、

より有利で得策と判断

できる別

ح さ

慢を見逃してもらう代わりに他者の怠慢にも目をつぶる空気が生まれやすい。 フ ード大学では、 公費で俸給を受ける多くの教授が、 長年にわたり授業の体裁すら整 オックス

ま 守る道は有力な後ろ盾に依存するほかなく、その獲得は多くの場合、 に強制できるのは、 むことがある。 大な裁量を招きがちで、 と動機の強さにおおむね比例する。 せる程度である。 ている場合でも、 えていない き職務が社会で最も軽んじられる職務へと貶められる。 教員に対する監督権が所属組織の外部、たとえば教区主教や総督、政府高官に置かれ 職権に慢心して運用に無頓着となり、根拠薄弱な叱責や処分、 上位者の意向への従順と、所属団体の権利・利益・名誉をその意向に沿ってため 結果として、こうした統制下の教員は避けがたく品位を損ない、 教員が職務を完全に放棄することは許されないにせよ、上位者が現実 講義の質は結局のところ教員の勤勉さに左右され、 週や年の所定時間だけ教壇に立たせ、決められた回数の講義を行 権限を行使する側はしばしば現場を見ず、専門理解も乏しい 外部統制は無知や気まぐれに流れやすく、 慢性的な不当から確実に 解任・罷免に踏み込 力量や勤勉さでは その勤勉さは報 恣意と過 敬さる 身を ぇ

らわず差し出す姿勢に左右される。フランスの大学運営を長く見てきた者であれば、こ

の 種の恣意的な外部統制がもたらす帰結を実例としてよく知っているはずだ。

因や仕組みが 教員の実力や名声にかかわらず各大学に一定数の学生が進学してくるような要 備 わっていれば、 学生の進路は教師の資質や評判に影響されにくくなる。

その結果、それらの要素の必要性は相対的に下がり、不可欠とは言い切れなくなる。 芸術・法学・医学・神学の学位に付随する特権が、特定大学への所定年数の在籍を条

制 学生が集まる。 件とする制度であるなら、 :度が諸技芸や製造業の水準を底上げしてきたのと同様、 同時に、 こうした特権は広義の徒弟制度としても機能し、 教員の力量や評価にかかわらず、その大学には必ず一定数 教育の水準や質の向上を後押 他分野 の徒弟

してきた 奨学金・給費・補助金といった給付型支援は、各カレッジの実力や評価にかかわらず、

ッジを自由に選ぶ権利を認 定数の学生を特定のカレッジに結び付ける働きをもつ。これらの受給者に希望するカ め れば、 カレ ッジ間 の競争が生まれ、 促進される。 逆に、

0 自費の学生であっても在籍先の許可がなければ他カレッジへ移れないとする規定は、 競争を著しく弱め、 ほぼ失わせてしまう。

そ

また、各カレッジで担当教員が学生の選択ではなく学長の任命で決まり、 怠慢や能力

内 学生から十分な授業料を直接受け取る教員でさえ、 不足、不当な扱いがあっても許可なしには担当変更ができないとすれば、 !の競争は損なわれ、 きめ細かな指導や注意を払う動機は大きく低下する。 対価を受けない教員や固定給のみの 同一カレッジ 結果として、

教員と同程度に、教え子をおろそかにしかねない。

規律が後押しとして働けば、学生をこの見せかけの講義にきちんと出席させ、 言のコメントを添えるだけで「講義」をしたことにできる。 その分野の書物を読み上げるだけで講義を済ませられる。 意欲を鈍らせる抜け道はいくらでもある。教員は自分の研究や専門的知見を解説せず、 ずに座っている様子を見るのは不快である。 続けることに耐え難さを覚え、多くの学生が席を立ったり、 だけは整った礼節と敬意ある振る舞いを保たせることさえ可能である。 も避けられ、 や死語で書かれていれば、 見返りが乏しくとも、 分別ある教員であれば、自らの講義がほとんど意味をなしていないと知りながら話 笑いものにもならず、この表面的なやり方を続けてしまう。 まずは一定の水準を保とうと努めるはずだ。 母語に訳して聞かせ、 ゆえに、 さらに学生に訳させ、ときおり一言二 所定の講義回数が課され しかも、 無関心や軽蔑、 わずかな知識と準備で失言 それが外国の古典語 とはいえ、 ここに大学の 嘲笑を隠さ その時間 てい 勤勉さや いれば、

その狙 大学の ζJ 規律 は 働きぶりの如何に 貫 統制 して教員の権威と権限 運営の多くは、 か かわらず、 の維 学生の便益よりも教員の便宜や負担軽減を優先し、 点持に置き 学生には教員が常に最善を尽くし、 かれてい る。 教員が職務を怠ろうと果 勤勉 で有

てい 教員が責務を果たしていれば、 能だという前提で応じることを求める設計になっている。 る講義に受講や出席 と徳性が、学生には大きな弱さと愚かさがあるかのような前提に立っている。 幼い子どもに初等教育や基礎的な学びを身につけさせるには一 の強制は要らず、 学生が自分の務めを怠る例はほとんどない。 そのことはそのような講義の現場では 制度は、 教員には完全な知恵 定 の強制 広く 真に ただし、 知 価 Þ

役立とうとする真剣さと誠実な意思を示せば、 不備を進んで大目に見て受け入れ、 も強制はほとんど要らない。多くの若者は寛大で度量が広く、教員が自分たちのために ときにはひどい怠慢でさえ外部の目から覆 教えを軽んじたり拒んだりするどころか、 い隠して

が必要だが、十二、十三歳を過ぎれば、

教員が務めを尽くすかぎり、

教育のどの段階

で

抑

制

5

ħ ぁ

値

過できない。 教育では、 若者がフェンシングやダンスを学べば、上達の度合いはともかく、 公的機関の関与が小さい分野ほど、総じて指導の質が高いという事実は看 に

しまうことすらある。

か

ない例はごくまれだ。

読み・ 明 ならずとも何らかの力は身につくのが通例だ。これに対し、乗馬学校の成果はそれほど 確ではない。 書き・計算の基礎三科は、 費用が高く、 多くの地域で公設の施設として運営されているからである。 今も公立より私立で学ぶのが一般的で、 必要水準に届

当該内容の理解が認められれば、 誉を得るためにパブリックスクールで所定年数在学した証明書は求められない。 はほとんどそれのみに頼っている。さらに、学校に独占的特権はなく、学位や卒業の栄 れていない。教員の報酬は多くの場合、 大学では本来の設置目的である学問教育が行き届かず、 会が求める科目もおおむね揃 英国のパブリックスクールは伝統ある中等教育機関で、大学よりも弊害や腐敗が少な より健全だと広くみなされている。学校ではギリシャ語やラテン語が教えられ、 γ, γ, 教員は各自の専門を明確に掲げている。 学習の場所は問われない。 生徒の授業料や謝礼への依存が大きく、ときに 適切な教授法も十分には確保さ これに対 試験 社

切れない点もある。しかし、 んどなく、教育の要が欠け、重要な分野が抜け落ちることで、個人にも公共の利益 大学で広く扱われる分野や、 大学という制度がなければ、 一般に教えられている科目の内容と質には、 それらを広く学ぶ機会はほ 十分と言 にも、

S ては社会全体にも少なからぬ損失と弊害が生じていたはずである。

や礼拝もその日常語 に沿う神学であり、 授と学生はともに として設けられ、 キリスト教が法により公認された当初、 州に現存する多くの大学は、 教会法廷、すなわち教会裁判所のみに服した。学問と教育の中心は、 教皇 「聖職者特権」を与えられ、 そのための予備的・導入的な学修が大半を占めた。 で行われ、 の権威に基づく設立許可を受けて強い保護下に置 聖書も同じ言葉で読まれた。 その起源をたどれば、 西欧では俗ラテン語が広域の共通 設置国の世俗・民事の司法権 聖職者を養成する教会系の法 のちにゲル 7 か ン れてきた。 諸 創設 語 の管轄外 民族 の目的

教

動 語と学のない言語が併存した。 が 想起させるように、 なくなってなお、 なった。それでも人びとは定着した作法と儀礼を守り、 不可欠となり、 によって帝国が崩壊すると、 ラテン語の習得は大学創設当初から教育の中核を成した。 教会は一貫してラテン語で務めを続けた。こうして、古代エジプト 司祭の言葉と民の言葉という二体系、 ラテン語は欧州各地で口語としては次第に用 他方で、 司祭の職務にはこの聖とされる学術 民衆の大半がラテン語を理 すなわち聖と俗、 学の 言語 61 られ の ある言 理 なく 解 の移 典 解 ï 礼